

たすけあい名古屋

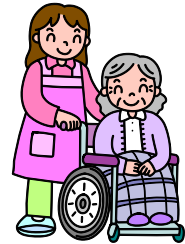
通信第110号

介護保険が変わります

介護保険法は1997年に制定され、以降3年毎の見直しで今回は第6次改訂となります。今回の改訂は今までにない大きな変更となります。その概略は次のとおりです。

1. 改正の狙い

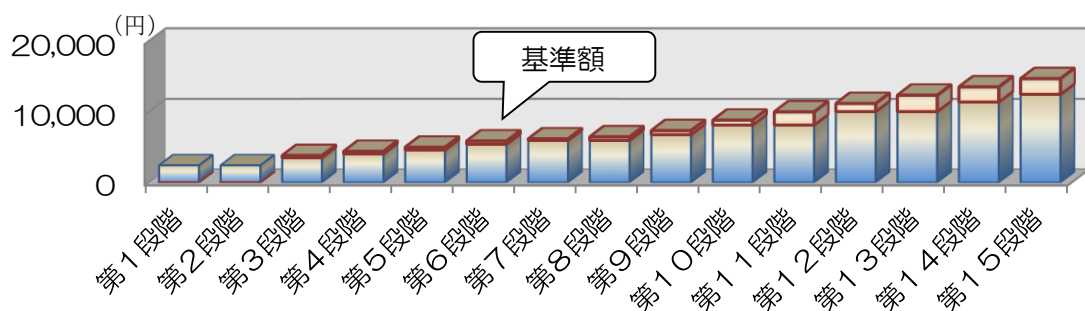
- (1) 認知症・中重度者介護への重点的取り組み
- (2) 特養等施設への入所基準は原則として要介護3以上となる。
- (3) 所得に応じた利用者負担の見直し 平成27年8月施行
高所得者の利用者負担割合が2割へと増額される。
- (4) 在宅介護への取り組み強化：
団塊世代の後期高齢化に備え、在宅介護・看取りに対応できる制度の拡充を目指す。
- (5) 住民相互のたすけあいによる、介護保険外の新しい多様な生活支援サービスを創設



2. ご利用者への影響

	26年度		27年度
(1) 介護保険料 基準額は	5,440円/月・12段階	⇒	5,894円/月・15段階
所得に応じた負担配分	2,448円～12,512円	⇒	2,358円～14,735円
料 率	0.45 ～ 2.3		0.40 ～ 2.5

名古屋市介護保険料



(2) ご利用者負担

従来ご利用者負担率は1割だが、高額所得者は2割負担と高くなる。

単身：280万円以上、2人以上世帯346万円以上が目安

3. 新しい多様な生活支援サービスは名古屋市の所管、介護保険外のサービスとなります。

- (1) 住民相互のたすけあいによる生活支援サービスは平成28年6月の施行を予定。要支援1・2の認定を受けている方に加え、チェックリストにより生活支援が必要と判定された介護予防対象者の方も新しい生活支援サービスを利用することが出来るようになります。

◎ 訪問サービス

	予防専門型	生活支援型（Ａ）	地域支え合い型（Ｂ）
対象者	現行の訪問介護サービスと同等（要支援１・２）	要支援１・２の方及びチェックリストにより、要支援者とされた方	左記に加え、支援が必要な一般高齢者（誰でも）
内容	生活機能の維持・向上	簡単な家事支援	日常のちょっとした困りごと手伝い
担い手	登録ヘルパー	登録ヘルパーに加え、一定の研修受講者	地域ボランティア
費用	現行の介護保険と同等	現行介護保険の７割前後	ボランティアベース、定まった内容はない

◎ 通所サービス

	予防専門型	ミニデイ型（Ａ）	運動特化型（Ｃ）	サロン型（Ｂ）
対象者	現行の通所介護サービスと同等	同左に加えチェックリストによる要支援者、一般高齢者		誰でも
内容	生活機能の維持・向上	ナゴヤ版介護予防プログラム、１クール３ヶ月×２回	専門家による運動プログラムの実施	交流の場 趣味の集い
担い手	現行同等の介護経験のある介護スタッフ		医師・保健師・理学療法士・作業療法士等	地域ボランティア
費用	現行の介護保険と同等	現行介護保険の７割前後	未定	実費負担程度

4. 介護報酬・介護職員賃金の改訂

- (1) 介護保険からの介護報酬は、平均△4.48%と大幅な切り下げとなり、介護事業者の多くが厳しい経営を迫られます。小規模の事業者には、事業継続が困難となる者が出てくるのが懸念されます。
- (2) 介護職員の賃金レベルが一般産業に比し約10万円月低く、その是正をはかるために処遇改善として1.65%、12千円月相当の賃金改善を行います。



第6次改訂は、高齢者の急増、介護給付原資の不足、更に介護職員の不足を背景に、制度の大きな見直しにまで踏み込んだものです。今回の制度改訂につまずくと、世界に誇るべき日本の介護制度が崩壊してしまいます。「たすけあい名古屋」は今次改訂を受け、安心して暮らせる地域を守るために、また介護サービスの質を維持して行くために全力を尽くして行きます。関係する皆様のご支援・ご理解をお願い致します。

(代表理事 西川 達夫)

「ご寄付のお願い」

認定NPOの認証取得には多くの皆さまからあたたかいご支援を頂きました。暮らし助け合い活動、健康体操教室、おひさまカフェなどが頂いた寄付によって支えられています。認証を継続して行くためにも、皆様方からのご支援を引き続きお願いいたします。認定NPO法人へのご寄付は、年度末の確定申告をしていただくことにより、所得税・住民税控除の対象となります。

所得税控除額＝（ご寄付金額－2千円）×0.4（所得税額の0.25を限度）

住民税控除額＝（ご寄付金額－2千円）×0.1

遺贈の場合は相続税課税対象外となります。

(担当 長田・黒木)

認知症と虐待・身体拘束

3月の職員研修は、**認知症介護研究・研修大府センター 山口 喜樹 先生** をお招きし、「認知症と虐待・身体拘束 ～気づいて下さい！！心のSOS～」と題したお話をして頂きました。



研修風景

自分の人生を自分で決め、周囲からその意思を尊重される事、つまり人生を尊厳をもって生きることは国民の権利として定められています。しかし、現実には人権を侵害する虐待が問題となっています。ケアの方法がわからないためにその人のためにとっていることが、不適切な対応となって虐待につながることもあります。

虐待についての実態と要因などの基本的な知識を学びました。

研修に参加して

高齢者虐待は身体的虐待（暴行を加えるなど）・心理的虐待（著しい暴言など）性的虐待などの形で行われます。そこには高齢者の弱みと介護者の要因（家族の介護疲れなど）等があります。また、密室化しやすい点も問題です。

未然に防止するためには特に高齢者と家族を「継続的に支える援助者」が大切になります。私たちのような介護の仕事に携わる者の役割は大変大きいと再認識しました。

そしてスタッフ同士の「ひそひそばなし」などもご利用者にとっては見えない拘束であり虐待につながっていくということですが、その方のことでなくとも誤解を招かぬように注意していかなければと思いました。

山口先生にはご自身の失敗談なども含め熱心に貴重なお話しをしていただきました。

（鳴子のおひさま 管理者 坂倉 行人）

今回の研修には障がい者支援に携わる職員も参加しました。高齢者を中心としたお話でしたが、虐待防止の基本的な考え方は普遍的なものです。また、認知症や高齢からくるご本人の「弱み」は、発達障害や知的障害等の様々な障害からくる「弱み」と本質は同じです。介護の現場では、その人の行動に振り回されがちですが、業務中心のケアではなく人中心のケアを価値基盤とすることが大切であることを再確認しました

（障がい者総合支援部門 理事 村田 裕子）

私は今まで気が付いていないのかもしれませんが、仕事をしていく中で「虐待では(?)」と目にしたり、思ったりしたことは一度もありません。

しかし、あってはいけないことですが、一人で介護していたり介護する側が高齢だったり等余裕がない中での介護では、起こりうることだと思います。虐待を受けている人のみならず、虐待をしてしまっている人への援助も大切なことなので、早期発見・早期対応をしていきます。

自分が年をとり、介護を受ける側になった時、どんなふうに介護されたいかを考えながら仕事をしていこうと思いました。（介護みどり サービス担当責任者 山田 夕子）

デイサービス鳴子だより



みなさんでブロックゲーム

今、「デイサービス鳴子」で流行り始めているのが、ブロックスというゲームです。いろいろな形のブロックをルールに従ってつなげていくゲームですが、みなさん、集中して取り組まれています！まず、ルールを頭に入れるのが一苦労ですが、お互いアドバイスしあったり、ソファで休まれていたご利用者も起き上がってゲームの行方を見届けていらっしゃるなど、みなさん、体だけでなく頭の体操もバッチリです！

「デイサービス鳴子」では、午前午後のメニューに体操がちりばめられ、その中で、頭の体操も織り込んでいきます。

4月からの介護保険の改訂で、「デイサービス鳴子」のような小規模のデイは大変なこともあります。ご利用者のみなさんが、楽しく、いきいきと過ごしていただくため、頑張っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。(デイサービス鳴子 管理者 須原 久

障がい者総合支援部門だより

美子)

3月26日(木)、「生活介護・児童デイのん・たん」と合同で大型観光バスを利用したバスレクを行いました。今回の行き先は、岡崎東公園&南公園。生活介護のメンバーさん(ご利用者)は、4回目のバスレクとなりますが、児童デイのメンバーさんは今回が初めてでした。車でのお出掛けとは違い、大型観光バスで行くバスレクにみんなおおはしゃぎでした！！

「のん・たん」が出掛ける時は”良いお天気”というジンクス通り、当日は前日までの寒さとはうって変わってポカポカ陽気！！お家で用意してもらったお弁当を、青空の下でおいしく頂き、いざ公園へ出発☆公園ではゾウやヤギにエサやりをしたり、遊園地では観覧車や汽車に乗ったりしました。まだまだ遊びたいと帰りの集合時間に遅れてしまうハプニングもありましたが・・・バスの中でもビンゴゲームで盛り上がり、丸1日休むことなく思いっきり楽しむことができました。

「おおやま歯科医院様」のご寄付により、今回も楽しいバスレクを実施することができました。ありがとうございました。

この春から、「のん・たん」に柴田遥が新しいスタッフとして加わりました。学生の時から、お手伝いをしてくれており、今や即戦力として活躍してくれています。これから送迎の時などみなさんと会う機会が増えると思いますので、よろしくお願いします。



大型観光バスの前で

(生活介護のん・たん 岩崎 有美香)

ホームページをご覧ください

たすけあい名古屋

検索



特定非営利活動法人(認定NPO法人) たすけあい名古屋

代表理事 西川 達夫

〒458-0041 名古屋市緑区鳴子町四丁目13番地 愛知県住宅供給公社鳴子第1住宅

TEL 052-899-0833 FAX 052-899-0800

Eメールアドレス: info@tasukeainagoya.com